

議第 6 9 号

高島市印鑑条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市印鑑条例の一部を改正する条例

高島市印鑑条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「または移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。